

食の安全・安心の確立を求める件

昨年、ホテルや百貨店、老舗旅館等におけるメニューの虚偽表示など食品表示等の不正事案が表面化したことから、政府は食品表示等問題関係府省庁等会議を立ち上げ、食品表示等の適正化に向けた検討を開始しました。そして昨年12月9日の同会議において、食品表示の適正化のため緊急に講ずべき必要な対策をとりまとめたところです。

この対策には、農林水産省の食品表示Gメン等を活用し、個別の不当表示事案に対する立ち入り検査や命令等の措置を厳正かつ迅速に講じることや、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）のガイドラインを作成し、食品表示ルールの遵守を徹底するなど当面の対策が盛り込まれ、現在、その内容が順次実施されています。

また、事業者の表示管理の体制や国及び都道府県による監視指導体制の強化などを柱とする抜本的な対策が明記されており、これらの対策を法制化するための景品表示法の改正の準備が進められている状況です。

こうした食品表示等の適正化に向けた対策が進む一方、昨年末に発生した国内製造の冷凍食品への農薬混入事件や学校施設等における集団食中毒事件などの影響から、消費者の食の安全に対する関心はさらに高まり、食品の流通や製造、調理過程における安全管理や衛生管理体制の一層の強化を求める声が少なくありません。

よって、国会及び政府におかれては、こうした現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講じ、食に係る安全性の一層の確保に努めるよう強く要望します。

記

- 1 食品表示等の適正化に向け、景品表示法を早期に改正し、施行すること
- 2 改正景品表示法等に基づく諸施策の推進にあたり、政府及び地方公共団体において、消費者庁、農林水産省等、関係省庁の十分な実施体制を確立するとともに、必要な予算措置を講ずること
- 3 食の安全と安心の一層の強化を図るため、関連する法令の改正も視野に総合的かつ具体的な検討を行うとともに、改正にあたっては関係事業者等の果たすべき責任を明確に定めること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年3月14日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣
(消費者及び食品安全) 様

仙台市議会議長 西澤 啓文